

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	特別用途地域における用途制限の特例許可（特別工業地区第1種地区・第2種地区、特別業務地区）	
根拠法令・条項	堺市特別用途地区建築条例第4条第1項、第2項及び第5条1項	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	<p>許可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないので、基準の設定が困難であり、条例の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については、60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	